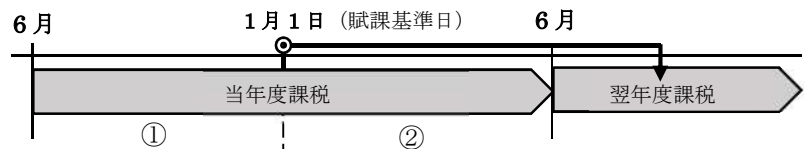


従業員の方が退職し出国される場合は、納税管理人の申告（申請）指導と市民税・県民税・森林環境税の納税（一括徴収）に御協力をお願いします。

納税義務者が国外へ転出するときは、納税義務者に代わって納税に関する全ての手続（書類の受領、納税や還付金の受領など）を行う人（＝納税管理人）を指定しなければなりません。納税管理人は個人又は法人を指定することができます。個人の場合、親族関係があることは問いませんので、お知り合いや御友人を指定することもできます。

所得税とは別に届出が必要となります。

＜特別徴収している方が出国する場合＞



① 退職・出国時期が6月から12月までの間

この期間における当年度の未徴収税額は、最後の給与から一括徴収をお願いします。万が一、一括徴収ができない場合は、納税義務者に納税管理人の申告（申請）をするようお伝えください。

なお、翌年度の市民税・県民税・森林環境税は課税されません。

② 退職・出国時期が1月から5月までの間

この期間における当年度の未徴収税額は、最後の給与から一括徴収することが法令で定められています。

また、翌年度の市民税・県民税・森林環境税が課税される可能性があるため、納税義務者に納税管理人の申告（申請）をするようお伝えください。

⚠ 注意

● 未徴収分を一括徴収せず普通徴収にし、口座振替の手続をした場合

指定の口座にて納付は可能ですが、納税通知書等を受け取る納税管理人の申告（申請）が必要です。

● 納税管理人の手続が済んでいない場合

出国以前に在籍されていた事業所に、納税管理人に該当する方がいないか確認させていただくことがあります。

＜納税管理人の届出の申告に必要なもの＞

・ 納税管理人申告(申請)書（書類は右のQRコードから取得できます）

納税管理人を富士市に住民登録がある人・富士市の事業所とする場合→納税管理人（変更）申告書

納税管理人を富士市外に住民登録がある人・富士市外の事業所とする場合→納税管理人承認（変更）申請書

・ 納税義務者の本人確認に必要な書類（コピー可）

マイナンバーカードをお持ちの方・・・マイナンバーカード（両面）

マイナンバーカードをお持ちでない方・・・個人番号記載書類+運転免許証等

納税管理人が納税管理人申告(申請)書を提出する場合・・・納税義務者の個人番号確認書類+納税管理人の運転免許証等

※郵送で提出する場合はコピーしたものを同封してください。

・ 印鑑

※自書しない場合は納税義務者と納税管理人の押印が必要です。（印鑑を保有していない等の場合、御相談ください。）



＜納税管理人の申告(申請)の動画での説明について＞

右のQRコードで表示される「給与支払報告書の書き方及び提出方法について」の

(6)市民税課からのお知らせの中でも説明しています。御覧ください。



「通知書の受取方法について」

特別徴収税額通知、納税義務者用通知の受取方法は、「書面」又は「電子データ」のどちらかを選択してください。それぞれ別の受取方法を選択することが可能です。

「給与支払報告書の提出の注意点について」

① 本店等一括提出の有無 ☐ 場合に添付する付表はPCdesk(DL版)では作成できない

② 特別徴収税額通知受取情報

特別徴収義務者用 **必須**

☒ 正本の電子データをeLTAXで受け取る (正本の電子データを受取る)
☐ 正本の書面を郵送で受け取る (正本の書面を受取る)
☐ 正本の書面を郵送で受け取り、副本の電子データをeLTAXで受け取る (※令和4年分以前の給与支払報告書で選択できません)

納税義務者用 **必須**

☒ 電子データをeLTAXで受け取る
☐ 書面を郵送で受け取る

通知先e-Mail ☒ abcde@fgh.com

通知先e-Mail (確認用) **必須** abcde@fgh.com

③ (受給者番号) 123456789012345
 (個人番号)
 (役職名)
 氏名 (フリガナ) ゼイム タロウ
 税務 太郎
 所得控除の額の合計額 源泉徴収税額

PCdesk (DL 版) の入力例

- ① 「特別徴収税額通知受取情報」は入力必須項目になっているので必ず選択をして入力してください。
- ② 「納税義務者用の受取方法選択」の項目が追加されています。
従業員宛の通知を「電子データ」か「書面」で受け取るかの選択画面になります。
- ③ ②で受取方法を「電子」を選択していただいた場合、受給者番号は入力必須となりますので入力をお願いします。受給者番号は事業所の皆さまが決めていただく任意の管理番号です。
※受給者番号の入力がない場合、従業員宛の通知を電子データでお送りすることができません。

詳しい詳細については eLTAX 地方税ポータルシステムを御確認ください。



「共通納税を利用した地方税の納付」

共通納税による地方税の電子的納付をご利用ください。全ての都道府県、区市町村を対象として、複数の地方公共団体へ一括して電子的に納付することができ、電子申告を行った申告情報や特徴税額通知データを共通納税システムに引き継いで納付することができます。地方公共団体が指定する金融機関以外の金融機関からも納税でき、共通納税することによる手数料は無料です。

また、事前に登録した金融機関口座を指定して、地方税を直接納付することも可能です。(ダイレクト納付)

共通納税についての詳しい説明はこちらのeLTAX地方税ポータルシステムを御確認ください。

